

2007年1月25日  
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 横山弘美

法人等の市民税並びに軽自動車税，市たばこ税，入湯税及び事業所税の賦課事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2007年1月17日付けで諮問（第242号）された法人等の市民税並びに軽自動車税，市たばこ税，入湯税及び事業所税の賦課事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務を執行するに当たり必要な個人情報を目的外に提供する必要性及び本人通知を省略することの合理的理由は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

刑事訴訟法第197条第2項の規定により捜査関係事項照会として，検察官，検察事務官及び司法警察職員としての職務を行う者から，原動機付自転車等に関する所有者関係情報（氏名，住所，標識番号，車台番号等）の個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

は、2006年9月14日の藤沢市個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）において、本市の判断基準（ガイドライン）に基づき、審議会に諮問の手続きを経ないで目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について包括的な取扱いを承認するとの答申を得ている。

この度、強盗傷害被疑事件及び殺人未遂被疑事件のために必要となる旨の捜査関係事項照会書により、原動機付自転車に関する所有者情報の目的外提供の依頼がされたが、本市の判断基準（ガイドライン）において強盗・強盗致死傷・殺人及びこれらの未遂は対象となるべき犯罪に含まれておらず、また原動機付自転車を逃走手段として使用した犯罪もその対象としていないため、このような照会については、条例第12条の規定に基づく、審議会の諮問を経なければ提供することができないものである。しかし、今後もこのような照会が増加することが予想されるため、これらの事件また原動機付自転車等を逃走手段として使用した犯罪を追加するように判断基準（ガイドライン）を変更し、限られた条件のもと審議会の諮問の手続きを経なくても、目的外提供できるという包括的な取扱いをするべく諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に提供する必要性について

ア 目的外に提供する個人情報

- (ア) 所有者の住所，氏名，電話番号
- (イ) 定置場
- (ウ) 標識番号
- (エ) 車名
- (オ) 車台番号
- (カ) 排気量

イ 目的外に提供する相手方

検察官，検察事務官及び司法警察職員

ウ 目的外に提供する必要性

この照会が、公共の秩序安寧を維持するために必要な捜査をする上で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われるものであるから、照会そのものの正当性及び公共性は、十分認められるものである。

また、この照会の目的外提供に係る個人情報は、市町村の課税データとしか存在せず、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、この照会の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、捜査に必要不可欠な照会であることを捜査機関に確認できた場合に限ることを条件とし、照会に応じる必要があるものと判断し提供することとしたい。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報をも目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、この照会に対する目的外提供は、捜査のために行うものであり、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを、その都度捜査機関に確認できた場合に限ることを条件として、本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 実施時期（予定年月日）

平成19年1月26日以降

(5) 提出資料

ア 軽自動車税の課税に関して本市が保有している原動機付自転車等に係る所有者情報について、犯罪捜査のために捜査機関が刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン（現行）

イ 軽自動車税の課税に関して本市が保有している原動機付自転車等に係る所有者情報について、犯罪捜査のために捜査機関が刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン（変更案）

ウ 捜査関係事項照会書

エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(2)までの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、公共の秩序安寧を維持するために必要な捜査をする上で行われるものであるが、この照会に対する目的外提供に係る個人情報は、市町村の課税データとしか存在せず、他の代替手段が想定し難いものである。

また、本件照会は、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われるものであるから、照会そのものの正当性及び公共性は認められるものである。

さらに、実施機関では、本件目的外提供に際しては、捜査に必要不可欠な照会であることを捜査機関に確認できた場合に限ることを条件とすることとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報をも目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、この照会に対する目的外提供は捜査のために行うものである。そして、実施機関では、本人通知をした場合には当該捜査の遂行に支障が生じることを、その都度捜査機関に確認できた場合に判断基準（ガイドライン）に基づいて行うこととしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上